

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年5月12日
【会社名】	株式会社 ケーヒン
【英訳名】	KEIHIN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横田 千年
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	03-3345-3411 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山家 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	03-3345-3411 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 山家 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2017年5月12日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社個別決算において、メキシコ子会社「Keihin de Mexico S.A. de C.V.」（以下、KMX）の株式について実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上いたしました。

米州事業において、KMXは労働コストの優位性を生かした生産活動による原価低減効果を生み出しておりますが、労働力確保の難しさやペソ安の影響により、実質価額の回復が長期にわたるとの判断に至ったためです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2017年3月期の個別決算において2,993百万円を特別損失として計上いたしました。

なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算上は消去されるため、連結損益への影響はありません。

以 上